

書牘卷之二（十六）

人請証文

覺覺

東京

第何大区區何小区區何町何番地

又ハ何府縣管下

何国國何郡何村

何某恠又ハ娘

何某

右何某と申者、拙者請人尔に

相立、今明治何年何月何日より

来ル何年何月何日まで、貴殿

方へ「壹ヶ月・壹ヶ年」何円圓何錢之御給

金ヲ以、御雇ニさし上候處

実正也、尤給金之儀は者、

「毎月末・春秋兩度」ニ御渡相成へく候處、

其内御取替金として、此度

金何円圓御渡し下され、正

ニ受取申候、以後御国國法并

御布告等ハ勿論、御家則堅

く相守らせ申へく候、万萬一此

者義ニ付、何様之故障出来

候とも、拙者引受、聊御苦勞

相懸申間敷候、尤当人

病氣等二て、定約中御暇二

相成候節は、御談判次第、

代人又ハ御給金之内なり共、

早速弁^辨済致すへく候、後日の

ため、証書^證さし入候也、

明治何年何月何日

本人 何某

証人 何某

何某殿

※漢字は全て新字体に直したが、原文が旧字体に近い書体で書かれている場合は、右脇に旧字体を添えた。

※変体仮名は現行の平仮名に直した。なお、字母に当たる漢字を右脇に添えた。